

平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社 ソノコム
代表者名 代表取締役社長 嶋野 公一
(コード番号 7902 東証 JASDAQ)
問合せ先 業務部次長 宮寺 利宗
(TEL 03-3716-4101)

「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、変更箇所は下線で示しております。

記

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、顧客満足の充実及び株主利益の向上のため、コンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人が法令及び定款等を遵守するとともに、リスク管理体制の強化、内部統制システムの拡充を図る。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各部署は、それぞれの部署に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部署へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、原則月 1 回開催し、重要な項目についての意思決定を行う。その意思決定に基づき各部門長が出席する各会議において、具体的な業務遂行の打合せを行い、各部門長は、その打合せに基づき、業務を展開する体制とする。
5. 企業集団における業務の適性を確保するための体制
当社に親会社または子会社はありません。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会と協議し適切な人員配置を行う。また、当該使用人への指揮・命令は監査役が行うものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとする。そのため取締役及び使用人は、取締役会の日程を、監査役に連絡し出席を依頼するものとする。
また、次のような緊急事態が発生した場合には、取締役及び使用人は、遅滞なく監査役に報告するものとする。
 - ① 当社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上または財務上の諸問題
 - ② その他当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
8. 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に報告をした者に対し、当該報告を行った事を理由として、不利な取扱いはしないものとする。
9. 当社の監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用等を請求した時は、その費用又は債務が監査役職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
10. その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
常勤監査役は、取締役及び使用人から、上記のとおり、重要事項について、常に報告を受け、また調査を必要とする場合には各部署に要請して、監査が効率的に行われる体制をとる。また監査役3名で構成する監査役会を月1回以上開催し重要事項について協議するほか、年4回、監査役会と会計監査人との面談を持ち、特に財務上の問題点につき協議する。このような体制で、監査がより実効的に行われることを確保する。
11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たないこととする。

以上